

平成13年度 第3回特定調達品目検討委員会議事概要

日 時：平成13年11月28日（水） 14時～16時

場 所：航空会館 501会議室

出席委員：奥村委員、永田委員、産業環境管理協会山本技術顧問（中山委員代理）、橋本委員、
原委員、国民生活センター村上経理管理部長（藤村委員代理）、山本委員（座長）

欠席委員：乙間委員、矢部委員（五十音順、敬称略）

- 議 事：1．特定調達品目及び判断の基準（案）
2．次年度以降の継続課題
3．今後のスケジュール
4．海外における取組状況
5．その他

委員からの主なご意見

⇒ ：事務局回答

1．検討の考え方について

- ・ グリーン購入法では、国等による率先調達による価格低減効果も期待しているはずであり、「コストが著しく高いもの」との表現では、コスト面のみで除外されるような誤解を受けかねないのではないか。
 - ⇒ 著しく高価となるものについては調達が困難となる場合もあるが、若干高価なものであっても環境負荷低減の面で優れているものについては積極的に購入し、普及促進を図っていきたいと考えている。
- ・ 「評価方法についての科学的知見が十分に整っていないもの」とあるが、事業者側と調達側のどちらが評価すべきか、評価方法のレベル等について議論が必要ではないか。
- ・ 第一義的に事業者側が評価し、提案するものとするが、同時に調達側もそのチェックができなくてはならない。
 - ⇒ 判断が困難なものなどについて、今後、LCA手法などを導入しつつ検討を行うことを考えている。

2．特定調達品目及び判断の基準（案）について

- ・ 「印刷」（役務）について、生産工程に係る配慮事項として、省エネ・省資源という一般的事項を盛り込むことは他品目とのバランスが取れておらず、また、定量的でないため実効性もないのではないかと。使用する物品についてしか判断の基準を定めないのであれば、「納入印刷物」のままで良いのではないかと。

- 可能な限り定量化を図る方向性はそのとおりだが、工程に触れること自体はよいのではないか。役務の定義は必要だが、工程を入れてはならないとすると役務そのものを入れてはいけなとなりかねない。役務はより積極的に追加すべき。
- 役務に限らず物品についても、プロセスも重要と考えられる。但し、一般的過ぎる表現については削除することも考えられる。
- 表現の再考や他品目への同様の配慮事項の追加も考えられる。
 - ⇒ 調達時の契約形態にあわせて印刷業務（役務）に変更しようとするもの。また、グリーン購入法上「環境への負荷の低減に資する製品を用いて提供される等環境への負荷の低減に資する役務」と定義されている。
 - ⇒ 配慮事項には、環境特性に関し現時点では数値化、定量化の困難な事項を規定している。また、物品に関しても、「製品の包装は、再生利用の容易さ、廃棄時の負荷低減に配慮されていること」等の配慮事項が盛り込まれている。
- 配慮事項はいかに担保されているのか。
 - ⇒ 配慮事項は、配慮することが望ましい事項を記載しているものであり、事業者の選定に当たっての条件、契約条件となる義務的なものではない。
- 配慮事項は誰に読まれることを想定しているのか。
 - ⇒ 配慮事項は「特定調達物品等を調達するに当たって、さらに配慮することが望ましい事項」であり、まず調達者が配慮し、それに伴い納入者側の配慮も期待される。
- 「断熱材」について、リサイクル原料等の使用率が具体的でなく、熱抵抗も物性値ではないため、書き方が不十分ではないか。
 - ⇒ 判断の基準の表現等については、現在詰めている段階である。
- 「生ごみ処理機」について、配慮事項の「使用時のエネルギー節減のための設計上の工夫がなされていること」との表現だけでは具体性に欠けており、本当に省エネに配慮されるか心配ではないか。
 - ⇒ 現時点では定性的に記載しているが、定量的な判断基準の検討は継続課題としている。

3. 海外における取組状況

- 「ホテル」について、いくつかの国で取り組まれているようだが、日本における動向はどうなっているのか。
- グリーン購入に関する国際的な会議等はあるのか。非関税障壁となりかねないテーマであり、諸外国との連携がより重要。
 - ⇒ OECD において、政府活動のグリーン化に取り組まれており、グリーン購入も含めたシンポジウム等も開催されている。

以上